

令和7年度教育旅行体験プログラム造成事業業務委託仕様書

1 目的

教育旅行においては、現地での見学・体験等に加えて、事前学習、事後学習の充実により主体的な学びを促す一体となった学習プログラムのニーズが高まっており、本県の特徴ある素材を生かし、従来のものより内容を充実した学習プログラム、他県と差別化できるプログラムの造成・磨き上げを行うことで、教育旅行の更なる誘致を図る。

2 業務内容

(1) 教育旅行受入施設・団体の意識醸成のための勉強会

- ① 有識者を招き、現在の教育旅行のニーズ等に係る勉強会を10月頃に開催する。
- ② 勉強会の形式は、会場＋オンラインのハイブリッド方式とする。
- ③ 近年の教育旅行のニーズの把握及びそれらを踏まえた新規プログラムの造成や既存プログラムの磨き上げに向けた関係事業者等への意識付けを行うこと。
- ④ 本県の教育旅行プログラムの質の全体的な底上げを図ることができる内容とすること。

(2) プログラム造成・磨き上げ

- ① 新規造成又は磨き上げる体験プログラム本数：6本程度
※ 以下、プログラムカテゴリー（案）を参考に、鹿児島ならではのプログラムの造成又は磨き上げを行うこと。

＜プログラムカテゴリー（案）＞

(ア)宇宙・ロケット (イ)平和 (ウ)温泉 (エ)錦江湾(水、生き物) (オ)焼酎
(カ)世界自然遺産 (キ)離島 (ク)農泊＋お茶 (ケ)農林水産業 (コ)歴史・文化

- ② カテゴリーについては、2つ以上のカテゴリーを組み合わせ、1本のプログラムとする提案もできることとする。また、1つのカテゴリーにおいて2以上のプログラムを造成・磨き上げることも可とする。
- ③ 特定の地域にプログラムが偏ることがないように地域バランスに配慮すること。
- ④ 学習プログラムは、選定した体験プログラムを実施する事業者と連携し、「旅行前の調査・課題設定」、「現地での学習」、「旅行後の振り返り・発表」など一連のプロセスが体験でき、「主体的・対話的で深い学び」につながる内容とし、実現可能なものとする。
- ⑤ 最近の教育旅行のプログラムに求められている以下のようなことに対応できるものとする。
 - ・ 事前学習・事後学習用のワークシート作成
 - ・ デジタル教材の作成
 - ・ 地域住民等との交流の場の設定
- ⑥ 児童・生徒が教育旅行終了後においても、本県での学びが身近な問題として考えられるような構成とする。
- ⑦ 学習プログラムごとに、受入人数、料金、体験時間、問合せ先等を明確にし、受入ができる仕組みを整えること。

(3) 広報用データ作成

- ① 県が今後、教育旅行のセールスに使用するため学習プログラムを紹介したデータを作成すること。

- ② 学習プログラムごとに、地域、分野、受入人数、料金、体験時間、問合せ先、雨天時の体験可否、体験の様子が分かる写真等を明記すること。
- ③ データは、Microsoft Word、Microsoft Excel 及び Microsoft PowerPoint のいずれかを用い、A 4 横で作成し、今後プログラム内容を更新した際等に、誰でも編集できるものとする。

(4) 業務委託内容の報告書作成

委託業務終了時には、委託業務の一切を記録した報告書を作成する。

(5) 成果品

本事業において作成した事業報告書等成果品は業務終了時に提出すること。

- ① 実績報告書 2 部（併せて報告書の電子データも提出する。）
- ② 本事業を実施する上で制作した印刷物や電子データ
- ③ 本事業を実施する上で撮影した画像、動画に係る電子データ

3 履行期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）

4 著作権・特許権等

- (1) 受託者は委託者に対し、本事業の処理及び成果物が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する知的財産権をいう。）を侵害しないことを保障する。
- (2) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用が可能なもののみ使用する。
- (3) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (4) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
- (6) 上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は、協議するものとする。

5 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。

6 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については、事前に委託者と十分協議すること。